

# かんごぶーだより



## 日本看護学会に行ってきました。

第46回日本看護学会（看護管理）が、9月8・9日に福岡市で開催されました。看護管理研修生9名が参加しました。私は「日々の中で抱える課題解決の糸口を見つけない」という思いで福岡へ向かいました。

今回の学会テーマは「未来を創る」で、その名のごとく参加後は自身のモチベーションがとっても上がりました。その理由を三つ述べます。

一つ目は、学会で得たものが自身がやろうと思っている事（パートナーシッププナーシングの定着）の背中を押してくれたことです。二つ目は、毎月開催している当院の看護管理研修会の定例会が、今の看護界を直視し、看護管理者にとって一番必要な事を学習できる場になっていることを確信し、少し鼻高になりました。

それから最後にもう一つ。学会終了後、博多の街に繰り出し、美味しいお酒や食事を頂くなどプライベートタイムを満喫できた事です。これが一番？（笑）。



学会副産物を



みんなでおいしく

これ明太子  
うわ～



いただきました。

今年の看護管理研修会のテーマである「共に学び共に教え合う」精神や、自分の身近には沢山の《色んな財》がある事を忘れずに目の前の事に取り組んでいきたいと思えます。

3階北病棟主任 斉藤 希

## 特定行為研修制度の創設について

学会参加で、やる気もお腹もいっぱいになった斉藤さんに引き続き、もう一つだけ日本看護学会の報告をします。

今般、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成27年10月に「特定行為に係る看護師の研修制度」が施行されました。この研修を受けると「特定看護師になれる」と理解している人もいるかもしれませんが、「特定看護師」という名称があるわけではありません。特定行為とは、診療の補助であり、現時点で38行為（21区分）あります。特定行為ごとの研修を受けると、各手順書により、その特定行為を行うことが可能になります。

この制度創設の目的は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図ることにあります。治す医療から、渡す・支える医療へのパラダイムシフトを迎えた今、看護師が医行為をすることの意義は、在宅医療の推進のみならず、看護の専門性の発揮に大きな期待が寄せられています。

みなさんの中にも、当該研修を受け、特定領域の医行為ができるようになることを志す方もおられると思いますが、忘れないで頂きたいことがあります。それは、「特定行為のみを行うのではなく、連続した看護のかかわりの中で、特定行為を実施することにより、人々が安全で質の高い医療を時宜を得て受けられることに貢献する」ということです。

学会ではこの制度を取り入れている施設からの報告がありました。いずれの施設でも、看護過程をしっかり踏める人を優先し、研修を受講させていました。認定看護師同様、この制度をどのように活用するのか、看護部でも現在検討中です。

\*出典：日本看護協会  
2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～

## 医療事故調査制度ってなに？

平成26年の医療法改正により「医療事故調査制度」が制度化され、平成27年10月1日より施行されています。

この制度の目的は、医療事故の原因究明に基づいて、再発防止を図り、医療の安全を確保することにあります。対象は、全国のすべての病院、診療所および助産所です。

先日、看護部長宛てに、日本看護協会から、「医療に起因する予期せぬ死亡又は死産が発生した際の対応」という冊子が届きました。

この制度の開始にあたり、全国の看護職が混乱なく適切な行動がとれるように基本的な情報が掲載されています。看護協会のホームページからもダウンロード可能です。

医療事故は発生しないに越したことはありませんが、有事に備えて、組織的な準備・対応に活用しましょう。